

事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算

・「中山間地域等」とは、半島振興法、**特定農山村法**、**山村振興法**、**離島振興法**、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、**過疎地域自立促進特別措置法**、豪雪地帯対策特別措置法、**辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律**に指定されている地域をいう。

市町村	中山間地域等とされる指定地域					5%加算の地域
	過疎	離島	山村振興	辺地	特定農山村	
徳島市	----	----	----	----	----	該当なし
鳴門市	----	----	----	----	旧北灘村	旧北灘村
小松島市	----	----	----	----	----	該当なし
阿南市	----	伊島	----	■加茂谷西部、■小野船頭ヶ谷、■蒲生田、■☆伊島	旧那賀川町・旧羽ノ浦町を除く、阿南市	旧那賀川町・旧羽ノ浦町を除く、阿南市
吉野川市	旧美郷村の区域	----	旧山川町三山村、旧美郷村	★城戸、★古井、★川田山	旧鴨島町の森山村・東山村、旧川島町の学島村、旧山川町の川田町・三山村、旧美郷村	旧鴨島町の森山村・東山村、旧川島町の学島村、旧山川町の川田町・三山村、旧美郷村
阿波市	----	----	旧市場町大俣村	伊沢谷、☆大影、☆奥日開谷	旧市場町大俣村	旧市場町大俣村、旧阿波町伊沢谷辺地(阿波町真重、立割、引地、亀底、北久保、広野、大久保の地域)
美馬市	全域	----	旧脇町江原村、旧穴吹町口山村、古宮村、旧木屋平村	★辺地地域は14力所あるが全て過疎地域に存在。	旧脇町、旧穴吹町、旧木屋平村及び旧美馬町の郡里町	全域
三好市	全域	----	旧池田町三縄村、旧山城町、旧東祖谷山村、旧西祖谷山村	★辺地地域は30力所あるが全て過疎地域に存在。	旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧東祖谷山村及び旧西祖谷山村	全域
勝浦町	全域	----	----	★辺地地域は1力所、過疎地域に存在。	旧横瀬町	全域
上勝町	全域	----	旧福原村	★辺地地域は7力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
佐那河内村	全域	----	全域	★辺地地域は2力所、全て過疎地域に存在。	----	全域
石井町	----	----	----	----	----	該当なし
神山町	全域	----	旧阿野村、旧鬼籠野村、旧下分上山村、旧上分上山村	★辺地地域は9力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
那賀町	全域	----	旧相生町、旧上那賀町、旧木沢村、旧木頭村	★辺地地域は14力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
牟岐町	全域	出羽島	----	★辺地地域は2力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
美波町	全域	----	旧由岐町阿部村、旧日和佐町赤河内村	★辺地地域は5力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
海陽町	全域	----	旧海南町川上村、旧海部町川西村、旧穴喰町	★辺地地域は7力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
松茂町	----	----	----	----	----	該当なし
北島町	----	----	----	----	----	該当なし
藍住町	----	----	----	----	----	該当なし
板野町	----	----	----	----	----	該当なし
上板町	----	----	----	----	----	該当なし
つるぎ町	全域	----	旧一宇村	★辺地地域は9力所、全て過疎地域に存在。	全域	全域
東みよし町	旧三好町の区域	----	----	■大藤・奥村、■加茂山・桑内・白内、★葛籠、★増川、★貞安・滝久保、★男山・中村	全域	全域

* 辺地のうち辺地名の頭に「★」を付したものは過疎地域に存在する辺地、「■」を付したものは山村振興地域や特定農山村地域に存在する辺地。